

## 第1 人事行政の運営の状況

### 1 職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況

#### (1) 職員の採用の状況（令和4年度）

職員の採用は、競争試験及び選考により行われています。

(単位:人)

区 分	令和4年度					令和3年度						
	競争試験	う ち 女性数	選考	う ち 女性数	うち再任用 職員等	計	競争試験	う ち 女性数	選考	う ち 女性数	うち再任用 職員等	計
一般行政職員	118	61	246	113	125	364	121	71	261	130	94	382
教 員	0	0	505	184	266	505	0	0	448	176	209	448
警 察 官	37	14	28	0	28	65	45	11	23	2	23	68
計	155	75	779	297	419	934	166	82	732	308	326	898

- (注) 1 職員数は、臨時的任用職員及び非常勤職員（会計年度任用職員）を除いた数です（以下同じ。）。  
 2 一般行政職員は、教員及び警察官を除いた職員です（以下同じ。）。  
 3 教員には、県が給与の一部を負担することとされている市町村の学校の教員を含みます（以下同じ。）。  
 4 再任用職員等には、再任用職員、任期付職員及び国等との人事交流により採用又は復帰する職員を含みます。

#### (2) 職員の異動の状況（令和4年度）

職員の異動は、4月1日の定期異動のほか、年度中途であっても業務量の増減等、必要に応じて行っています。

(単位:人)

区 分		令和4年度		令和3年度	
		異動者数	う ち 女性数	異動者数	う ち 女性数
一般行政職員	部 長 級	11	3	12	3
	次 長 級	44	10	42	8
	課 長 級	193	47	207	42
	課長補佐級	344	106	350	96
	係 長 級	358	147	390	161
	一般職員等	378	129	419	166
	計	1,328	442	1,420	476
教 員	校 長	68	13	66	11
	教 頭	96	33	110	33
	教 諭	574	309	585	288
	助教諭等	0	0	0	0
	計	738	355	761	332
警 察 官	警 視	49	0	60	0
	警 部	93	2	86	3
	警 部 補	219	12	142	7
	巡査部長	217	18	130	9
	巡 査 等	222	44	143	25
	計	800	76	561	44

#### (3) 職員の退職の状況（令和4年度）

(単位:人)

区 分	令和4年度				令和3年度			
	一般行政 職 員	教 員	警 察 官	計	一般行政 職 員	教 員	警 察 官	計
定年退職	128	191	15	334	133	201	11	345
勸奨退職	1	1	0	2	1	1	13	15
早期退職	29	30	1	60	25	36	5	66
普通退職	152	89	10	251	116	51	16	183
分限免職	0	1	0	1	0	0	0	0
懲戒免職	0	3	0	3	0	1	0	1
失 職	0	1	0	1	0	0	0	0
死亡退職	6	0	0	6	2	2	0	4
計	316	316	26	658	277	292	45	614

(注) 早期退職とは、勤続20年以上で45歳以上の職員が7月末までの申出によりその年度末に退職すること（定年退職を除く。）を、普通退職とは自己の都合により退職することをいいます。

#### (4) 部門別の職員数の状況（令和5年4月1日現在）

鳥取県の職員数は、鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）、鳥取県病院局企業職員定数条例（平成18年鳥取県条例第13号）及び鳥取県警察職員定員条例（昭和32年鳥取県条例第14号）で上限を定めています。

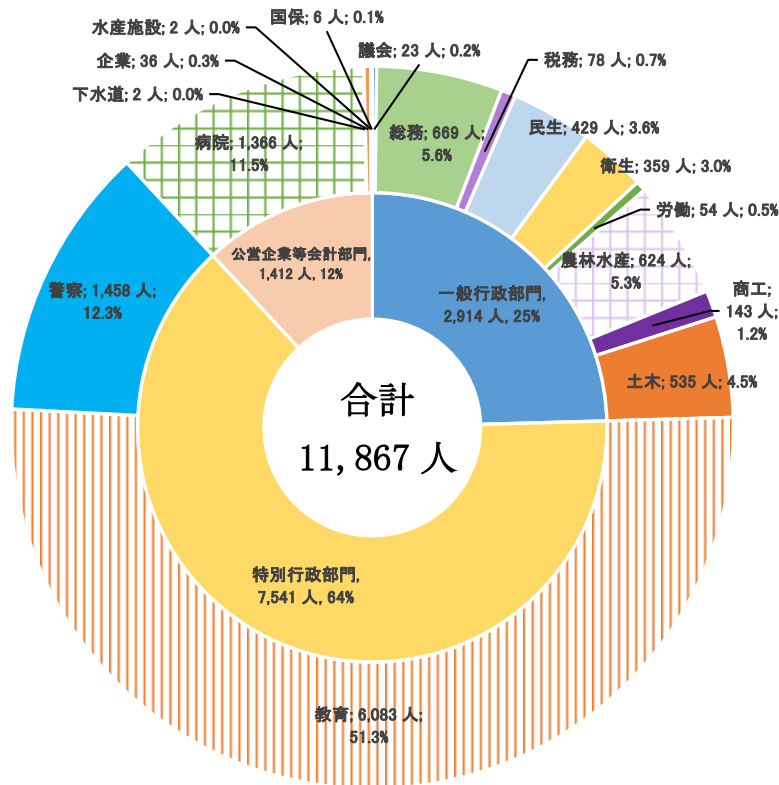
これら職員の配置については、組織体制の見直しと併せて、効率的かつ機能的に業務ができるよう見直しを行っています。

区 分		職 員 数				
部 門		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
一般行政部門	議 会	23人( 0)	23人( 0)	23人( 0)	23人( 0)	23人( 0)
	総 務	665人( 57)	658人( Δ7)	661人( 3)	656人( Δ5)	669人( 13)
	税 務	90人( Δ2)	95人( 5)	91人( Δ4)	83人( Δ8)	78人( Δ5)
	民 生	448人( Δ2)	440人( Δ8)	421人( Δ19)	417人( Δ4)	429人( 12)
	衛 生	327人( 4)	332人( 5)	352人( Δ20)	360人( 8)	359人( Δ1)
	労 働	56人( 0)	58人( 2)	56人( Δ2)	54人( Δ2)	54人( 0)
	農林水産	636人( Δ4)	637人( 1)	633人( Δ4)	631人( Δ2)	624人( Δ7)
	商 工 土 木	145人( Δ2) 563人( Δ12)	142人( Δ3) 560人( Δ3)	139人( Δ3) 555人( Δ5)	141人( 2) 543人( Δ12)	143人( 2) 535人( Δ8)
計	2,953人( 39)	2,945人( Δ8)	2,931人( Δ14)	2,908人( Δ23)	2,914人( 6)	
特別行政部門	教 育	5,745人( Δ41)	6,060人( 315)	6,062人( 2)	5,978人( Δ84)	6,083人( 105)
	警 察	1,459人( Δ3)	1,455人( Δ4)	1,457人( 2)	1,455人( Δ2)	1,458人( 3)
計	7,204人( Δ44)	7,515人( 311)	7,519人( 4)	7,433人( Δ86)	7,541人( 108)	
普通会計計		10,157人( Δ5)	10,460人( 303)	10,450人( Δ10)	10,341人( Δ109)	10,455人( 114)
公営企業等 会計部門	病 院	1,253人( 40)	1,300人( 47)	1,341人( 41)	1,388人( 47)	1,366人( Δ22)
	下 水 道	2人( 0)	2人( 0)	2人( 0)	2人( 0)	2人( 0)
	企 業	43人( Δ1)	40人( Δ3)	38人( Δ2)	36人( Δ2)	36人( 0)
	水産施設	2人( 0)	2人( 0)	2人( 0)	2人( 0)	2人( 0)
	国 保	0人( Δ4)	5人( 5)	4人( Δ1)	5人( 1)	6人( 1)
計	1,300人( 35)	1,349人( 49)	1,387人( 38)	1,433人( 46)	1,412人( Δ21)	
合 計		11,457人( 30)	11,809人( 352)	11,837人( 28)	11,774人( Δ63)	11,867人( 93)
[条例定数]		[11,963人]	[12,004人]	[12,002人]	[12,003人]	[11,996人]

(注) 1 ( )は、前年との比較

2 職員数には、再任用職員、鳥取県職員の身分を有する派遣職員等を含みます。(総務省「地方公共団体定員管理調査」の区分等に準拠)

令和5年度 部門別職員割合



(5) 部門別の職員数の増減の状況及び当該増減の主な理由（令和5年4月1日現在）

部門別の職員数の主な増減理由は、次のとおりです。

部 門		増減	主 な 増 減 理 由
一 般 行 政 部 門	議 会	0	ねんりんピック準備対応による増 等 県税事務所業務の執行体制の見直しによる減 等 児童相談所の体制強化による増 等 保健所の体制強化による増、衛生環境研究所業務の執行体制の見直しによる減 等 試験場業務の執行体制の見直しによる減 等 欠員補充による増 等 道路維持管理業務体制の見直しによる減 等
	総務	13	
	税務	△5	
	民生	12	
	衛生	△1	
	労働	0	
	農林水産	△7	
商工	2		
土木	△8		
計	6		
特 政 別 部 行 門	教 育	105	欠員補充による増、臨時的任用職員採用による増 等 欠員補充による増
	警 察	3	
計	108		
普通会計		114	
公 営 計 企 業 部 門 等	病 院	△22	退職不補充による減 等
	下水	0	
	企業道	0	
	水産施設	0	
	国保	1	
計	△21		
合 計		93	

(6) 職員数の推移

部門別	年度	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	過去5年間の増減数（率）
	一般行政		2,914人	2,953人	2,945人	2,931人	2,908人	
教 育		5,786人	5,745人	6,060人	6,062人	5,978人	6,083人	297人（5.1%）
警 察		1,462人	1,459人	1,455人	1,457人	1,455人	1,458人	△4人（△0.3%）
普通会計計		10,162人	10,157人	10,460人	10,450人	10,341人	10,455人	293人（2.9%）
公営企業等会計計		1,265人	1,300人	1,349人	1,387人	1,433人	1,412人	147人（11.6%）
総合計		11,427人	11,457人	11,809人	11,837人	11,774人	11,867人	440人（3.9%）

(7) 職級別の職員数の状況（令和5年4月1日現在）

職場における男女共同参画の推進を図るため、女性職員の管理職への登用や職域の拡大を積極的に行っています。

（単位：人）

区分	令和5年4月1日現在			令和4年4月1日現在			
	職員数 A(人)	うち女性数 B(人)	割合 B/A	職員数 A(人)	うち女性数 B(人)	割合 B/A	
一 般 行 政 職 員	部 長 級	23	6	26.1%	24	6	25.0%
	次 長 級	80	18	22.5%	78	18	23.1%
	課 長 級	494	131	26.5%	506	121	23.9%
	課長補佐級	983	361	36.7%	963	328	34.1%
	係 長 級	1,306	594	45.5%	1,311	615	46.9%
	一般職員等	2,351	1,328	56.5%	2,365	1,361	57.5%
計	5,237	2,438	46.6%	5,247	2,449	46.7%	
教 員	校 長	200	44	22.0%	203	66	32.5%
	教 頭	248	82	33.1%	250	104	41.6%
	教 諭	4,424	2,372	53.6%	4,457	2,366	53.1%
	助教諭等	522	257	49.2%	385	174	45.2%
	計	5,394	2,755	51.1%	5,295	2,710	51.2%
警 察 官	警 視	62	0	0.0%	63	0	0.0%
	警 部	129	5	3.9%	130	5	3.8%
	警 部 補	308	19	6.2%	315	18	5.7%
	巡 査 部 長	328	37	11.3%	327	35	10.7%
	巡 査 等	409	95	23.2%	397	91	22.9%
	計	1,236	156	12.6%	1,232	149	12.1%
合計	11,867	5,349	45.1%	11,774	5,308	45.1%	

(8) フルタイム会計年度任用職員数の状況（令和5年4月1日現在）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）、鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年鳥取県条例第8号）の規定に基づき、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）に係る事項の公表を行うこととされました。

（単位：人）

区 分	令和5年度		令和4年度	
	職員数	うち 女性数	職員数	うち 女性数
一般行政職員	0	0	1	1
教 員	0	0	0	0
警 察 官	0	0	0	0
普通会計計	0	0	0	0
公営企業等会計計	334	288	332	288
計	334	288	332	288

(9) 等級等ごとの職員数の状況（令和5年4月1日現在）

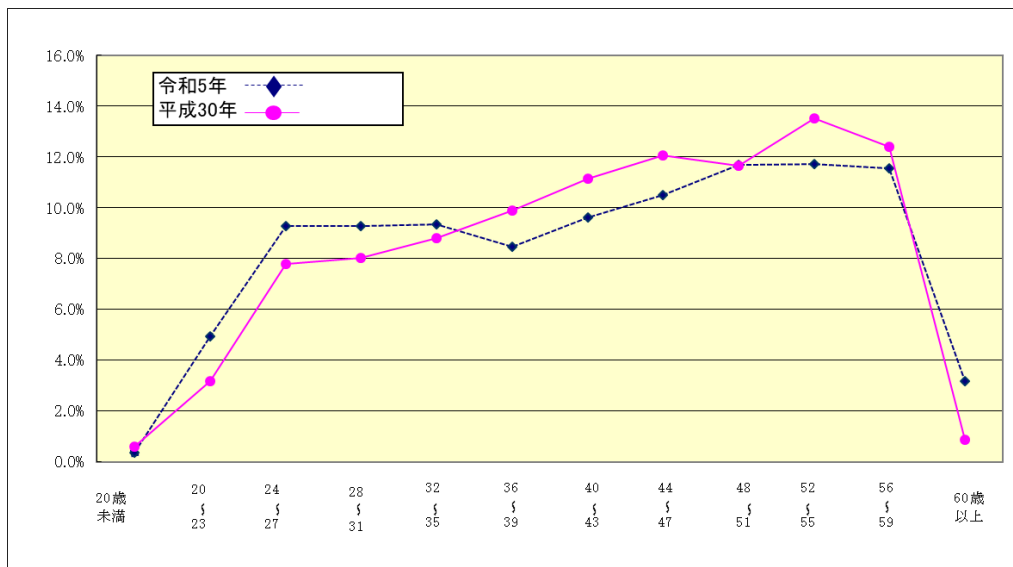
職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）に定める等級別基準職務表に基づく個々の具体的な職務の各等級への格付けに係る県の説明責任を強化し、職務給の原則の徹底を図るため、等級及び職制上の段階ごとの職員の数公表します。

なお、ここで公表する職員数は、集計方法の違いから、他に公表する情報と職員数が一致しないことがあります。

※地方公務員法第58条の3の規定に基づく公表

※詳細は、別添巻末資料を参照

(10) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
令和5年	43人	563人	1,060人	1,060人	1,067人	967人	1,098人	1,200人	1,335人	1,337人	1,317人	363人	11,410人
平成30年（5年前）	70人	362人	890人	919人	1,006人	1,132人	1,274人	1,379人	1,331人	1,547人	1,416人	101人	11,427人

（注） 会計年度任用職員、臨時的任用職員を含まない人数です。

(11) 障がい者の雇用の状況（令和5年6月1日現在）

区 分	令和5年度				令和4年度			
	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	障がい者数	障がい者雇用率	法定雇用率	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	障がい者数	障がい者雇用率	法定雇用率
知事部局等	3753.0人	130.5人	3.48%	2.6%	3,742.5人	128.0人	3.42%	2.6%
身体障がい	視覚障がい	91人	3.48%	2.6%	3,742.5人	89人	3.42%	2.6%
	聴覚・平衡機能障がい	1人				2人		
	音声・言語・そしゃく機能障がい	4人				3人		
	肢体不自由	-				-		
	内部障がい	30人				29人		
		27人				28人		

	知的障がい			7人					7人		
	精神障がい			22人					20人		
教育委員会		5124.0人	141.0人	112人	2.77%	2.5%	5,078.0人	139.0人	112人	2.74%	2.5%
身体障がい	視覚障がい			7人					9人		
	聴覚・平衡機能障がい			13人					12人		
	音声・言語・そしゃく機能障がい			-					-		
	肢体不自由			16人					17人		
	内部障がい			17人					15人		
	知的障がい			24人					23人		
	精神障がい			35人					36人		
警察本部		313.0人	9.0人	6人	2.88%	2.6%	312.0人	10.0人	6人	3.21%	2.6%
身体障がい	視覚障がい			-					1人		
	聴覚・平衡機能障がい			1人					1人		
	音声・言語・そしゃく機能障がい			-					-		
	肢体不自由			2人					1人		
	内部障がい			2人					2人		
	知的障がい			-					-		
	精神障がい			1人					1人		
病院局		990.0人	27.0人	22人	2.73%	2.6%	994.0人	26.0人	21人	2.77%	2.6%
身体障がい	視覚障がい			-					-		
	聴覚・平衡機能障がい			2人					3人		
	音声・言語・そしゃく機能障がい			-					-		
	肢体不自由			6人					7人		
	内部障がい			3人					3人		
	知的障がい			-					-		
	精神障がい			11人					8人		

(注) 1 知事部局等とは、知事部局及び企業局の職員です。

2 「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数です。

3 職員数には、会計年度任用職員等の短時間勤務職員（任用期間が1年かつ週20時間以上の者に限る。）を含みます。

4 「障がい者数」とは、身体障がい者数、知的障がい者数及び精神障がい者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、1人を2人に相当するものとして計上し、短時間勤務職員については、1人を0.5人（重度身体障がい者、重度知的障がい者及び採用の日または精神障害者保健福祉手帳取得の日のいずれか遅い日から起算して3年目を経過する間にある者にあつては1人）に相当するものとして計上しています。

## 2 職員の人事評価の状況

年々多様化する行政ニーズに対応するため、職員の育成並びに勤務意欲及び能力の向上を目的として、人事評価を実施しています。

面談により、評価結果を職員本人に開示するとともに、上司から業務に関する指導助言を行うなど、職員の能力開発に資する取組を行っています。

人事評価制度の概要（令和5年4月1日現在）

区分	具体的な取組			
	一般行政職員	会計年度任用職員	教員（学校事務職員を含む。）	警察
評価方法	絶対評価	絶対評価	絶対評価	絶対評価
評価の対象者	全職員（評価対象期間中に勤務実績が全くない職員を除く。） ※県警一般行政職員は警察に同じ。	全職員（評価基準日に在籍していない職員を除く。）	市町村（学校組合）立学校及び県立学校に勤務する教職員（評価機関における勤務期間が3月に満たない教職員等を除く。）	全職員（地方警務官、出向者、評価対象期間中に勤務実績のない派遣者・休職者等を除く。）
評価者研修	評価の公平性、客観性の確保のため評価者に対する研修を実施 ※県警一般行政職員は警察に同じ。	なし	評価の公平性、客観性の確保のため評価者に対する研修を実施	なし
評価時期	年2回（10月、2月）	年2回（10月、2月）	年1回（1月）	年2回（10月、2月）
苦情相談窓口	評価結果に対する苦情相談窓口の設置	評価結果に対する苦情相談窓口の設置	評価結果に対する苦情相談窓口の設置	評価結果に対する苦情相談窓口の設置
評価結果の反映	人事配置、給与（昇給・勤勉手当）に反映	再度の任用を行う際の判断に反映	人事配置等に反映 管理職については昇給に反映	人事配置、給与（昇給・勤勉手当）に反映